

日本組織内弁護士協会定款

最終改正 平成 27 年 4 月 24 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本協会は、日本組織内弁護士協会（英名：Japan In-House Lawyers Association）という。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都区部に置く。

(目的)

第 3 条 本協会は、組織内弁護士についての調査研究を行うとともに、組織内弁護士の普及促進のための様々な活動を行うことにより、社会正義の実現と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(組織内弁護士)

第 4 条 本定款において組織内弁護士とは、官公署又は公私の団体（弁護士法人を除く。以下、これらを併せて「組織」という。）において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士をいう。

2 本定款において弁護士とは、弁護士法第 8 条に基づき弁護士登録されている者をいう。

(事業の種類)

第 5 条 本協会は、次の事業を行う。

- (1) 組織内弁護士に関する調査研究及びその成果の公表
- (2) 本協会のウェブサイトやメールマガジン等の運営管理
- (3) 会報その他の出版物の刊行、配布
- (4) 講演会・研修・シンポジウム・セミナー等の主催、共催、後援等
- (5) 弁護士会・各種研究機関・官公庁等への各種支援、協力等
- (6) その他組織内弁護士の普及促進に資する一切の活動

(規程及び規則)

第 6 条 本協会は、本定款を実施し、その他法令の規定に基づいて必要な措置を行うため、

規程又は規則を定める。

- 2 規程は総会の決議により、規則は理事会の決議によりこれを定め、若しくは変更するものとする。ただし、規程又は規則に明らかな誤記が見つかった場合については、変更の手続きによらず、理事会の決議によってこれを補正することができるものとする。
- 3 本協会は、定款、規程又は規則を定め、又はこれを変更若しくは補正したときは、本協会のウェブサイトに掲載する方法により公告する。

第2章 会員

(種別)

第7条 本協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 非登録会員

(正会員)

第8条 正会員は、常勤又はこれに準ずる組織内弁護士とする。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の者の入会の可否を判断し、入会を認めないときは、書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 正会員が組織内弁護士でなくなった場合で、次条第1項の条件を満たしているときは、本人から別段の申し出が無い限り、準会員となるものとする。

(準会員)

第9条 準会員は、過去に前条第1項の条件を満たしていたことのある弁護士とする。

- 2 準会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の者の入会の可否を判断し、入会を認めないときは、書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(非登録会員)

第10条 非登録会員は、弁護士法第8条に基づく弁護士登録をしていないものの、弁護士法に基づき弁護士となる資格を有し、かつ、弁護士法第7条の欠格事由に該当しない者で、組織において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっ

ている者のうち、第8条第1項の常勤要件を満たす者とする。

- 2 非登録会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の者の入会の可否を判断し、入会を認めないときは、書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第11条 会員は、規程により別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第13条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(懲戒)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを懲戒することができる。

- (1) 本定款に違反したとき。
 - (2) 本協会の規程又は規則に違反したとき。
 - (3) 職務の執行に関し重大な違法行為を行ったとき
 - (4) 弁護士としての品位を著しく傷つける行為を行ったとき
 - (5) 所属する弁護士会から懲戒処分を受けたとき
 - (6) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (7) その他前各号と同視すべき行為を行ったとき
- 2 会員に対する懲戒は、次の4種とする。
- (1) 戒告
 - (2) 2年以内の会員資格停止
 - (3) 退会命令
 - (4) 除名

3 第1項の規定により懲戒しようとする会員が理事である場合には、当該会員は第1

項の議決に加わることができない。

- 4 第1項の規定により会員を懲戒しようとする場合には、理事会の決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 第1項の規定により会員を懲戒するときは、当該会員に懲戒の処分内容及びその理由を書面又は電子メールにより通知しなければならない。
- 6 第1項の規定により会員を懲戒するときは、理事会の決議により、当該会員の氏名、処分内容及びその理由を公表することができる。

(抛出金品の不返還)

第15条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 賛助団体

(賛助団体)

- 第16条** 本協会の目的に賛同し賛助金を納入する企業または団体を賛助団体とすることができる。
- 2 賛助団体の賛助金その他必要な事項については別途規程によりこれを定める。

第4章 役員

(種別及び定数)

- 第17条** 本協会に、次の者を置く。
- (1) 理事 3人以上30人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。
 - 3 理事のうち5人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第18条** 理事及び監事は、総会において正会員及び準会員の中から選任する。ただし、理事の過半数は正会員より選任されなければならない。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第19条** 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長がその職務を行うことができないときは、副

理事長がその職務を代行する。副理事長が複数いる場合は、理事長があらかじめ指名した順序による。

- 3 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、本協会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本協会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第20条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した理事及び監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第21条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。なお、監事については総会において3人が選任された場合に限る。

(解任)

第22条 理事及び監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により理事及び監事を解任しようとする場合は、決議の前に当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事は、無報酬とする

- 2 理事及び監事は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。

第5章 会議

(種別)

第24条 本協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 準会員及び非登録会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第26条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 規程の制定及び変更
- (7) 法令又は本定款の規定により総会に付することを要する事項
- (8) 理事会において総会に付することを相当と認めた事項

(総会の開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電子メールによる招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第19条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電子

メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに正会員に対し通知しなければならない。

- 4 前項の通知は、準会員及び非登録会員に対してもこれを行う。ただし、この通知の欠陥は総会の開催の可否及び有効性に影響をおよぼさない。

(総会の基準日)

第 29 条 本協会の通常総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 1 日とする。また、本協会の臨時総会の議決権の基準日は、第 27 条第 2 項に従い、臨時総会の招集が請求された日又は監事が招集した日とする。

(総会の議長)

第 30 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長及び副理事長がいずれも議長を務め得ない場合は、その総会に出席した正会員である理事の中から議長を選出する。

(総会の定足数)

第 31 条 総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の決議)

第 32 条 総会における決議事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での議決権等)

第 33 条 各正会員の議決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決権を行使した正会員は、前二条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 第 2 項の委任は書面又は電子メールによるものとする。
- 5 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 3 4 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メールによって議決権を行使した者又は議決権行使を他の正会員に委任した者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第 3 5 条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 3 6 条 理事会は、本定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 本協会の運営に関する事項
- (2) 総会に付する議案に関する事項
- (3) 規則の制定及び変更に関する事項
- (4) 会員の資格審査に関する事項
- (5) 会員の懲戒に関する事項
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 5 3 条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他理事長において必要と認めた事項

（理事会の開催）

第 3 7 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電子メールにより招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 3 8 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 1 0 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電子

メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第 40 条 理事会における決議事項は、第 38 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会決議の省略)

第 41 条 第 37 条ないし第 40 条の定めにかかわらず、理事が理事会決議事項を予め提案し、理事総数の 3 分の 2 以上が書面又は電子メールによりこれに同意（適時に異議を述べない理事は同意したものとみなす。）したときは、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(理事会の議決権等)

第 42 条 各理事の議決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使した理事は、第 40 条第 2 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 43 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによって議決権を行使した者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 顧問

(顧問)

第44条 本協会は、必要に応じて顧問をおくことができる。

2 顧問の任期は2年を原則とし、理事会の決議を経て、理事長がこれを委嘱する。

第7章 資産

(構成)

第45条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産管理)

第46条 本協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、規程により別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第47条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第48条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 理事長が予備費を使用したときは、その内容を理事会に報告しなければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 本協会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(会計管理)

第54条 本協会の会計は、理事長が管理し、その方法は、規程により別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 本協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による決議を経なければならない。

(解散)

第56条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併
- (4) 破産

2 前項第1号の事由により本協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(合併)

第57条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第10章 事務総長及び事務機構

(事務総長及び事務次長)

第58条 本協会は、必要に応じて事務総長1人及び事務次長若干人をおくことができる。

- 2 事務総長は、理事長の命を受けて本協会の事務を掌理し、事務総局の職員を指揮監督する。
- 3 事務総長は、本協会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 事務次長は、事務総長を補佐して、事務総局の監督を掌り、事務総長の指示を受けて対外的事務を処理する。
- 5 事務総長及び事務次長の任免は、理事会の審議を経て、理事長がこれを行う。

(事務総局の設置)

第59条 本協会に事務総局を置き、本協会の庶務を掌らしめる。

- 2 事務総局職員の職階及び事務総局の分掌は規程をもって定める。
- 3 事務総局職員の任免は、理事長が行う。

第11章 部会

(部会)

第60条 本協会は、理事会の決議を経て、正会員の帰属する組織の業種に応じた部会を置く。

- 2 部会の区割り、組織、権限及び議事手続等部会の運営に関し必要な事項は、規程をもって定める。

第12章 支部

(支部)

第61条 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、支部を置くことができる。

- 2 支部の管轄、組織、権限及び議事手続等支部の運営に関し必要な事項は、規程をもって定める。

第 1 3 章 委員会

(委員会)

第 6 2 条 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、特定の事項を行わせるため、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限及び議事手続等委員会の運営に関し必要な事項は、規程をもって定める。

第 1 4 章 研究会

(研究会)

第 6 3 条 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、特定の研究を行わせるため、研究会を置くことができる。

2 研究会の組織、権限及び議事手続等研究会の運営に関し必要な事項は、規程をもって定める。

附則

第 1 条 本定款は、当会設立の日（平成 1 3 年 8 月 1 日）から施行する。

附則

第 1 条 本定款は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則

第 1 条 本定款は、平成 1 8 年 1 月 1 3 日から施行する。

附則

第 1 条 本定款は、平成 2 0 年 9 月 1 2 日から施行する。

附則

第 1 条 本定款は、平成 2 1 年 1 0 月 9 日から施行する。

附則

第1条 本定款は、平成22年4月16日から施行する。

附則

第1条 本定款は、平成24年4月13日から施行する。

附則

第1条 本定款は、平成24年12月14日から施行する。

附則

第1条 本定款は、平成26年4月8日から施行する。

附則

第1条 本定款は、平成27年4月24日から施行する。